

平成14年5月8日
原子力安全対策課
(14-21)
<14時資料配付>

高浜発電所の原子炉設置変更許可申請について
(使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および
使用済樹脂の処理方法の変更計画)

県および高浜町は、平成14年2月28日に、関西電力株式会社から安全協定に基づき提出された「高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および使用済樹脂の処理方法の変更計画に係る事前了解願い」について、国への手続きを行うことを本日了承した。

関西電力株式会社は、本日、原子炉等規制法に基づき、経済産業省に対し原子炉設置変更許可申請を行った。

県としては、この計画について、今後、国の安全審査の状況等を確認した上で、高浜町と協議し慎重に対処していく。

今回の原子炉設置変更許可申請の概要は別紙のとおりである。

〈事前了解願いの概要〉

- 使用済燃料を発電所外に搬出する際の作業を効率的に行うため*1、使用済燃料輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設する。
- 使用済樹脂*2のうち放射線量が低いものについては、雑固体廃棄物として扱い雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。

*1) 使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると輸送容器の取扱い基数が増え、専用の保管施設が必要となる。

*2) 1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂のうち、1、2号機から発生するものは、タンクに貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理し、3、4号機から発生するものについては、そのままタンクに貯蔵している。

(参考) 高浜発電所の使用済燃料輸送容器保管建屋の設置および使用済樹脂の処理方法の変更計画に係る経緯

平成14年2月28日 … 関西電力株式会社は、県および高浜町に安全協定に基づく「事前了解願い」を提出。

〃 5月8日 … 県および高浜町は、国への手続きについて了承。
関西電力株式会社は、国に原子炉設置変更許可を申請。

問い合わせ先(担当:河嵯)
内線2353・直通0776(20)0314

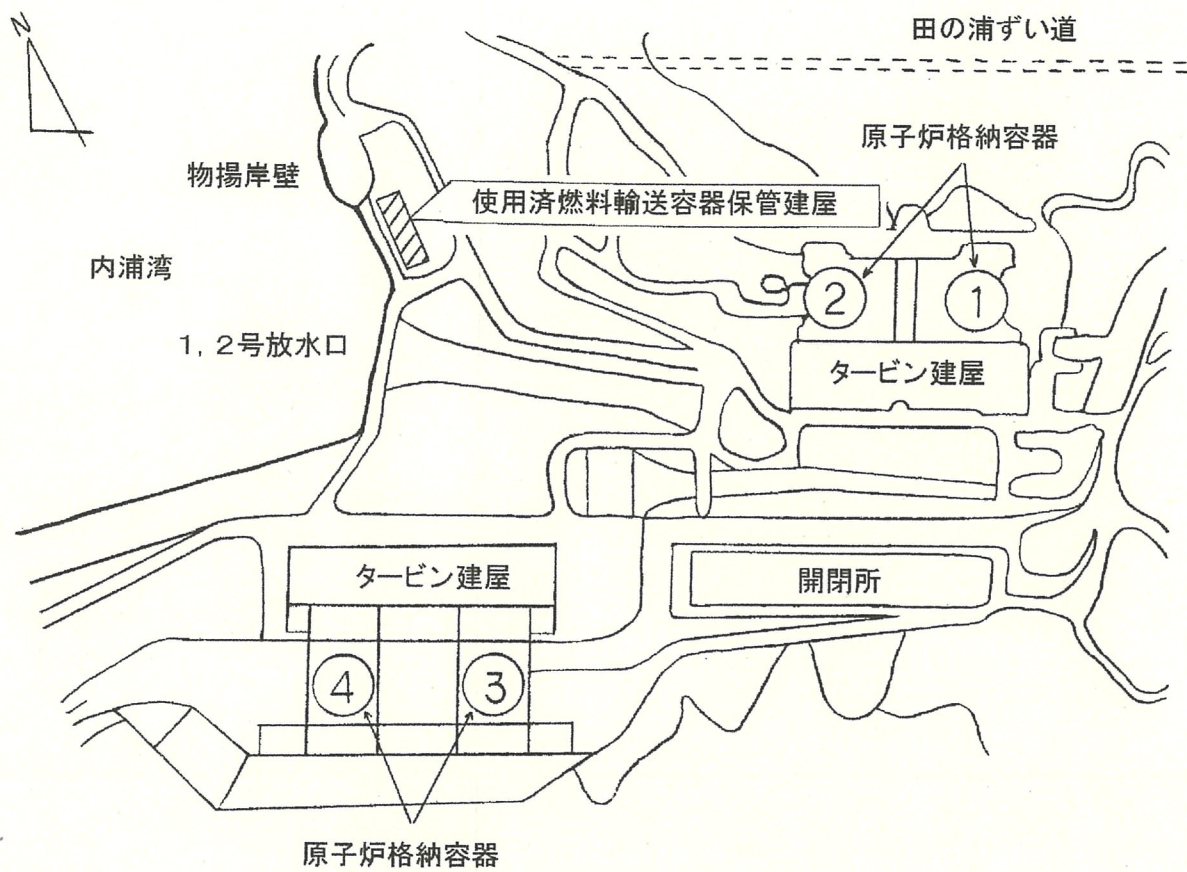
原子炉設置変更許可申請の概要

1. 使用済燃料輸送容器保管建屋の設置 (図1～3)

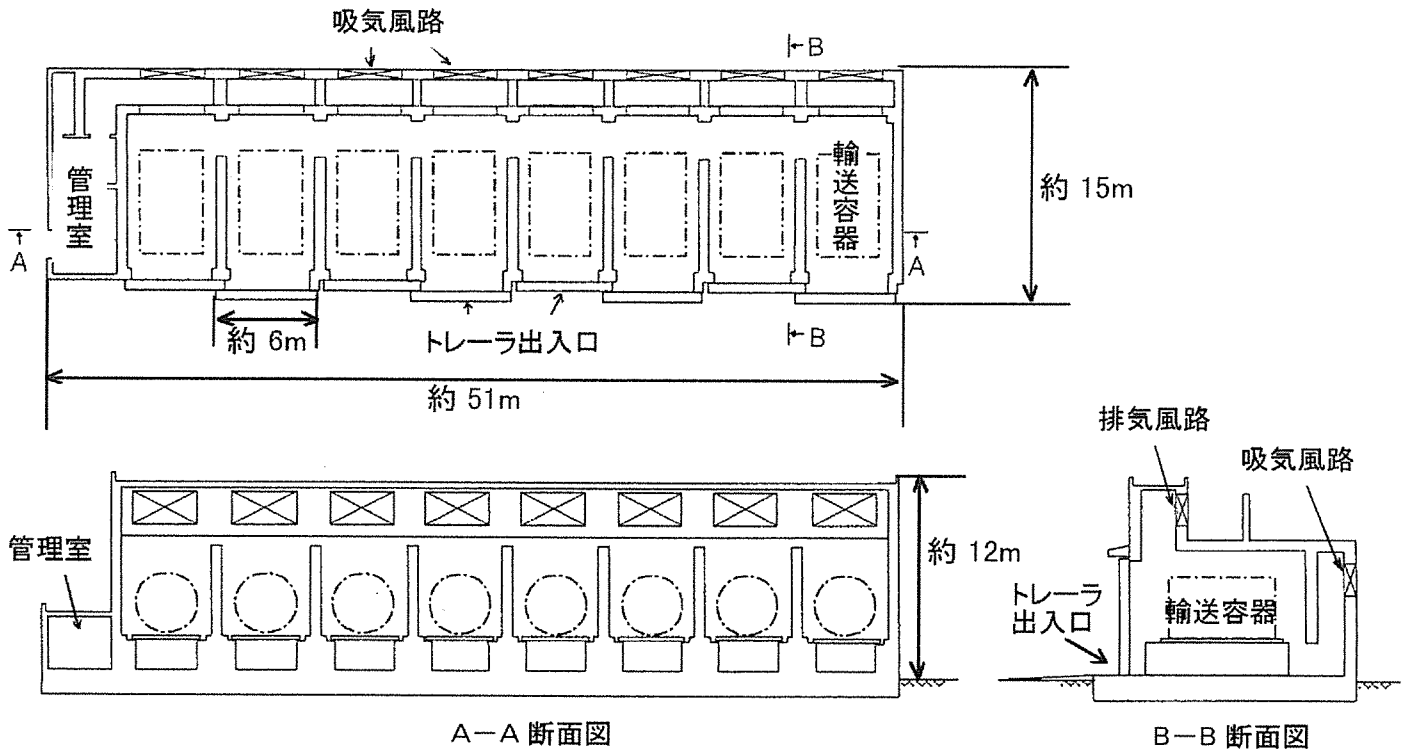
変更内容	<p>使用済燃料輸送容器保管建屋を設置する。</p> <p>〔・使用済燃料装てん前あるいは装てん後の使用済燃料輸送容器を一時保管する。 ・使用済燃料輸送容器を最大8基保管する。〕</p>
変更理由	<p>使用済燃料輸送容器については、現在、高浜3号および4号機の燃料取扱建屋の空きスペースを使用して一時保管しているが、今後、使用済燃料の搬出量が増加すると、輸送容器の取扱い基数が増える。このため、輸送容器を一時的に保管するための使用済燃料輸送容器保管建屋を新設し、輸送作業が効率的に行えるようにする。</p>
工程	平成15年8月～平成16年12月

2. 使用済樹脂の処理方法の変更 (図4)

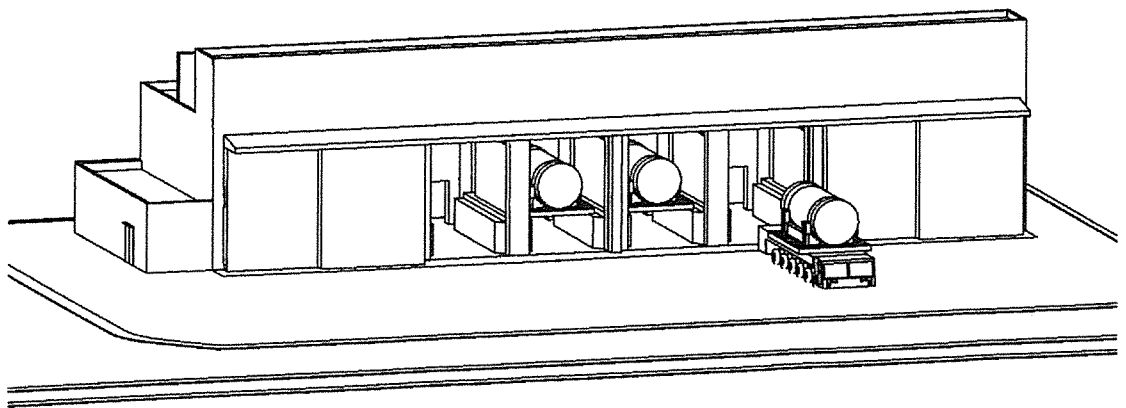
変更内容	<p>1次冷却材等の浄化に用いる脱塩塔から発生する使用済樹脂のうち放射線量が低いものを雑固体廃棄物として雑固体焼却設備で焼却により減容する処理方法を追加する。</p> <p>〔・放射線量の低い使用済樹脂をドラム缶等の容器に抜き取るための配管等を設置する。〕</p>
変更理由	<p>現在、1, 2号機で発生する使用済樹脂は、タンク貯蔵した後に廃樹脂処理装置で処理しており、3, 4号機で発生する使用済樹脂については、そのままタンク貯蔵している。これらの使用済樹脂を貯蔵するためのタンクの貯蔵余裕を確保するとともに、使用済樹脂を廃樹脂処理装置で処理することに伴い発生する濃縮廃液の量を低減するため、放射線量の低い使用済樹脂については焼却する。</p>
工程	<p>1, 2号機：平成16年12月～平成17年3月</p> <p>3, 4号機：平成16年3月～平成16年6月</p>



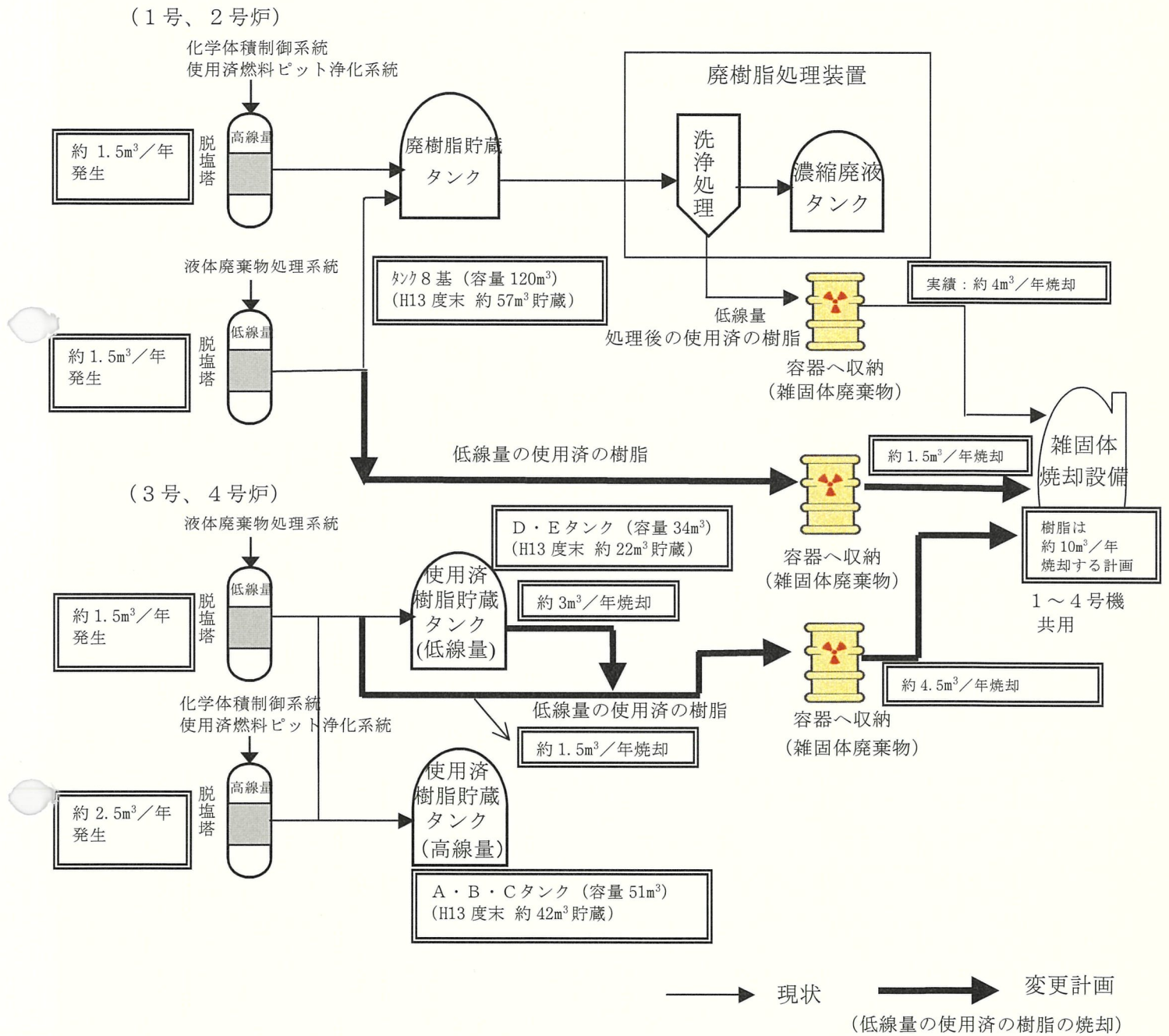
第1図 高浜発電所構内配置図



第2図 使用済燃料輸送容器保管建屋平面図
 (使用する輸送容器の例 NFT-14P: 燃料集合体14体収納可能)



第3図 使用済燃料輸送容器保管建屋概要図



第4図 高浜発電所 使用済の樹脂の処理フロー